

(日本産業規格A列4番)

長

辺

29 無線局の区別					
工事設計書	30 機器の種類	31 製造者名	32 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33 製造番号	
	☐ 27MHzDSB 送受信機 [27D]				
	☐ 27MHzSSB 送受信機 [27S]				
	☐ 40MHz 送受信機 [40]				
	☐ 150MHz 送受信機 (AM) [150]				
	☐ 携帯型 150MHz 送受信機 (FM) [JP]				
	☐ 固定型 150MHz 送受信機 (FM) [JU]				
	☐ VHF データ交換装置 [VDE]				
	☐ 簡易 AIS [AIS]				
	☐ 400MHz 送受信機 (FM) [400]				
	☐ 双方向無線電話 [LP]				
	☐ レーダー [R]				
	☐ 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				
	☐ 搜索救助用レーダー トランスポンダ [LTL]				
	☐ 搜索救助用位置指示送信装置 [ATL]				
	☐ その他 ()				
	☐ その他 ()				
	34 特殊な設備	☐ デジタル選択呼出専用受信機(超短波帯) [DSR]			
		☐ ナブテックス受信機(和文) [NRN]			
		☐ 地上無線航法装置 [LRN]			
☐ 衛星無線航法装置 [GPS]					
☐ 無線方位測定機 [ADF]					
☐ その他 ()					
☐ その他 ()					
35 附属装置	☐ 選択呼出装置 [S]				
	☐ 変調信号処理装置 [SM]				
	☐ データ伝送装置 [DT]				
	☐ その他 ()				
	☐ その他 ()				
36 ATIS番号					
37 船舶等識別番号					
38 その他の工事設計		☐ 電波法第3章に規定する条件に合致する。			
39 備考					

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請 の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39	
2 変更の申請 又は届出を行 う場合	1(注) 2 3 4 5 6 7 当該変更に係る記載欄	(注) 予備免許中の変更を除く。
3 再免許の申 請の場合	1 2 3 4(注) 5 6 7 8 15 19 20 28	(注) 遭難自動通報局を除く。

- 2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- 3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 4の欄は、次によること。

- (1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。ただし、遭難自動通報局については、変更の場合に限り記載すること。
- (2) 再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6箇月間における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること(第16条の2第1項第6号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。)。
- (3) 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的な計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

- 6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 7 6の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村

コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び第15条第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。

10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局及び第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28. 12. 21」のように記載すること。

11 10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

12 11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。

13 12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。

14 13の欄は、船舶の場合は船舶の名称(フリガナを付けること。)を、航空機の場合は航空機の国籍記号及び登録記号を記載すること。

15 14の欄は、特定船舶局及び船舶地球局に限り、該当する□にレ印を付けること。この場合において、「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。

16 15の欄は、次の区分に従い、記載すること。ただし、遭難自動通報設備を設置しない無線航行移動局の場合は記載を要しない。

(1) 免許の申請の場合

希望する識別信号

(2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)

17 16の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県を、都道府県コードの最初の2桁で記載すること。

18 17の欄は、船舶の場合は船舶が主に停泊している港の名称を、航空機の場合は航空機の定置場の名称を記載すること。

19 18の欄は、当該船舶の所有者について、免許人(免許の申請の場合にあつては、申請者)又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

20 19及び29の欄は、15の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称)を記載すること。

- 21 20の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合において、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。
- 22 21の欄は、航行区域又は従業制限及び航行する海域について、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 23 22の欄は、「123456」、「TK2—1234」のように記載すること。
- 24 23の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 25 24の欄は、船舶の総トン数を具体的に記載すること。
- 26 25の欄は、当該船舶の信号符字がある場合に限り、記載すること。
- 27 26及び27の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 28 28の欄は、特定船舶局に限り、加入している海岸局の名称を正加入、準加入の別に従い記載すること。
- 29 30の欄は、該当する□にレ印を付けること。また、「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。
- 30 31の欄は、機器ごとに製造者名を記載すること。ただし、当該機器が検定合格機器又は適合表示無線設備であるものについては、記載を要しない。
- 31 32の欄は、当該機器が検定合格機器である場合には検定番号を、適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載し、その他の場合は、当該機器の名称を記載すること。
- 32 33の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 33 34及び35の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。なお、特殊な設備は受信のみを目的とする受信設備(無線局のものを除く。)であるもの、附属装置は送信設備に接続される又は内蔵されている装置とする。
- 34 36の欄は、設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置を備える無線局に限り、当該装置の識別番号を記載すること。
- 35 37の欄は、設備規則第9条の2第6項に規定するデータ伝送装置を備える特定船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。
- 36 38の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。
- 37 39の欄は、次によること。
- (1) 義務船舶局以外の船舶局であつて、船舶安全法第2条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨を記載すること。
 - (2) 特定船舶局であつて、船舶安全法第4条第1項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、免除の内容について記載すること。
 - (3) 施行規則第28条第2項の規定により備えなければならない船舶局以外の無線設備の機器がある場合は、その無線局の種別及び無線設備の名称を記載すること(TG(船舶地球局)、TUP(携帯移動地球局)等の無線局の種別記号を記載し、無線設備の具体

的名称を記載すること。)

(記載例) TG インマルサットF

- (4) 検査を受ける希望地がある場合は、その地名を記載すること。
 - (5) 第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)又は第17条の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。
 - (6) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
 - (7) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。
 - (8) 特定船舶局にあつては、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲を記載すること。
 - (9) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- 38 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
- 39 免許の申請の場合において第15条の5第1項第2号に該当するとき又は工事設計の変更若しくは無線設備の変更の工事の届出をする場合において施行規則別表第1号の3第1の21の項若しくは同表第2の2の項に該当するときは、その事実を証する書面を添付すること。
- 40 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 41 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に所要事項を記載すること。
- 42 無線局事項書及び工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。
- 43 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。